

医療的ケア部会 実績報告

(令和6年11月末時点)

1 開催回数

部会 2回

2 部会員の構成

区職員 9名

区内障害者施設関係代表者等 4名

3 報告事項

(1) 部会開催状況

部会/分科会	日時	内容
第1回部会	7月26日(金)	・令和5年度活動報告 ・区内医療的ケア児の現状 ・令和6年度の方針
第2回部会	2月頃(予定)	・医療的ケア児等コーディネーター交流会 の報告 ・令和6年度の報告

(2) 交流会の実施

令和7年1月に区内相談支援事業所所属の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の交流会を実施予定

4 今後の方向性

庁内関係機関がつながり、医療的ケア児等コーディネーターとの連携や医療的ケア児の情報共有、課題解決に向けて必要な施策を検討していく。

葛飾区医療的ケア児者の現状について (令和6年4月時点)

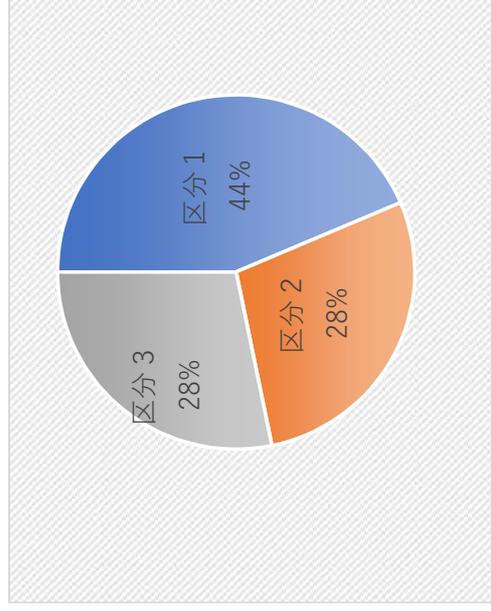
- 【児】 医療的ケア児：0～18歳未満
- 【者】 医療的ケア者：18歳以上

◆ 1 医療的ケア児【児】

障害福祉サービスを利用している医療的ケア児 **63名**

医療的ケア判定スコア表の内訳 (39名分)

区分	判定スコア	人数
3	32点以上	11
2	16点以上	11
1	3点以上	17



医療的ケアの内容 (重複あり)

内容	人数
人工呼吸器	11
気管切開	12
酸素	8
吸引	24
吸入	17
経管栄養 (経鼻、胃ろう)	24
導尿	2
人工肛門	1

★喀痰吸引や経管栄養を必要とする医療的ケア児が多い

葛飾区医療的ケア児者の現状について (令和6年4月時点)

◆2 医療的ケア児が利用している障害福祉サービス等内訳【児】

サービス種類	人数
児童発達支援、放課後デイサービス（通所）	44
居宅介護	20
短期入所	27
その他	
公立保育園	3

◆3 「短期入所 療養介護」支給決定数【者】 (令和6年6月時点) 52名

医療的ケア児者が利用している主な医療型短期入所施設

- ・ 東京都立東部療育センター（江東区）
- ・ 東京都立北療育医療センター（北区）
- ・ レスパイトハウスやまぼうし（千葉県松戸市）
- ・ 国立成育医療研究センターもみじの家（世田谷区）
- ・ スプラウト柴又（医療的ケアなし、中学生以上）

★医療的ケア児者が利用できる短期入所先が区内、近隣区にないのが現状

葛飾区医療的ケア児者の現状について (令和6年4月時点)

◆4 在宅レスパイト事業登録者【児・者】

対象：重症心身障害児者（身体1.2級・愛1.2度）で医療的ケアがある児者
重症心身障害児者以外の医療的ケアが必要な児者

	新規登録者	登録者数
令和3	4	24
令和4	4	28
令和5	8	35（1名不要になったため登録抹消）
令和6（4～6月）	4	39

- ★令和5年度から新規登録者が増加している。
- ★地区担当保健師や訪問看護ステーションから、本事業を紹介する目的で、生まれたばかりの医療的ケア児や障害福祉サービスを利用していない医療的ケア児の情報が、障害福祉課に入ることが増えている。

医療的ケア児等コーディネーターの配置について

◆5 区内医療的ケア児等コーディネーター研修受講者（令和5年度まで）

所属	人数
相談支援事業所	5

3事業所4名
多機能型事業所1名

保健センター	2
障害福祉課（基幹相談支援センター）	3
障害者施設課	4
高齢者支援課	2
くらしのまごど相談課	1
保育課	1
行政	13名

★令和6年度も医療的ケア児等コーディネーター研修受講をすすめ、発達相談部門、通所部門、保育園などにコーディネーターを増やしていく。

★民間の医療的ケア児等コーディネーターを増やす取り組み

- ・基幹相談支援センターの人材育成部門と連携

- ・コーディネーターへの支援

令和6年度の取組

短期入所施設の開拓

- 東京都医療型短期入所事業所開設支援事業の検討
- 東京都病床確保事業の検討

医療的ケア児等 コーデイネーター研修

- 行政だけではなく区内相談支援事業所や訪問看護ステーションへの受講の呼びかけを行い、コーデイネーターを増やす
- サービスのニーズが高い医療的ケア児のセルフプラン率を上げるため、区内相談支援事業所の実績を促進する

保育園以降の受け入れ

- 保育園や幼稚園での医療的ケア児の受け入れが開始となり、今後、小中学校や放課後等デイサービスでの受け入れが必要になってくる

葛飾区医療的ケア部会委員名簿（令和6年度）

団体種別	備考
葛飾区医師会訪問看護ステーション	
葛飾区重症心身障害児（者）を守る会	
社会福祉法人 武蔵野会	
東京都職員研修センター	
東京都立水元小合学園	
障害福祉課長	会長
障害者施設課長	区職員
地域保健課長	副会長
保健予防課長	区職員
青戸保健センター所長	区職員
子育て施設支援課長	区職員
保育課長	区職員
総合教育センター教育支援課長	区職員

医療的ケア部会設置要領

令和4年6月3日
4葛福障第248号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）

第2条第1項に規定する医療的ケアが必要な状態にある障害児者が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱（平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁）第7条の規定に基づき、医療的ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児者の実態把握、個別の支援に関すること。
- (2) サービスや地域資源の共有及び施設の利用促進に関すること。
- (3) 医療的ケア児者の支援にかかる関係機関相互の情報及び課題の共有に関すること。
- (4) その他医療的ケア児者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、地域保健課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、具体的な取組を検討するための作業部会を設置することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 8 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 6 年 7 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
保健予防課長	
青戸保健センター長	
保育課長	
子育て施設支援課長	
総合教育センター教育支援課長	
特別支援学校代表	
特別支援教育関係者	
医療的ケア児者保護者等	
医療的ケア児者関連事業者等	